

## 大学連携 e-Learning 教育支援センター四国外部評価委員会規程（廃止）

平成 25 年 7 月 5 日

（趣旨）

第 1 条 この規程は、大学連携 e-Learning 教育支援センター四国規則第 9 条第 2 項の規定に基づき、大学連携 e-Learning 教育支援センター四国外部評価委員会（以下「外部評価委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（任務）

第 2 条 外部評価委員会は、大学連携 e-Learning 教育支援センター四国及び大学連携 e-Learning 教育支援センター四国分室が行う業務について、単年度毎の実績に関する評価を行う。

（組織）

第 3 条 外部評価委員会の委員は、徳島大学、鳴門教育大学、香川大学、愛媛大学及び高知大学の役員並びに職員以外の学識経験者から、センター長が委嘱し、組織する。

（委員長）

第 4 条 外部評価委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によるものとする。

（任期）

第 5 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（招集及び議長）

第 6 条 委員長は、外部評価委員会を招集し、その議長となる。

（会議の成立等）

第 7 条 外部評価委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

（委員以外の出席）

第 8 条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

（事務）

第 9 条 外部評価委員会に関する事務は、香川大学教育・学生支援室修学支援グループにおいて処理する。

（雑則）

第 10 条 この規程に定めるもののほか、外部評価委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成 25 年 7 月 5 日から施行する。

2 この規程の施行後、最初に任命される委員の任期は、第 5 条の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日までとする。